

平成 30 年度 第 1 回八代市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

【日 時】平成 30 年 8 月 20 日（月）14：00～15：15

【場 所】八代市役所千丁支所 2 階 大会議室

【出席者】委 員：重本会長、樫木副会長、古閑委員、古賀委員、椎葉委員、
田上委員、水上委員、森委員、山口委員

【欠席者】委 員：那須委員、澤委員、中島委員

【事務局】 潮崎部長、桑原次長、稲本次長、
宮川課長、村上課長補佐、押方室長、澤永参事、立川主任

【傍聴者】 無し

【次 第】Ⅰ 開会

Ⅱ 会長挨拶

Ⅲ 市民環境部、人権政策課職員紹介

Ⅳ 議 事

1 男女共同参画計画施策の実施状況について

（1）施策の取組状況

（2）成果指標の達成状況

（3）主な成果と課題

2 第2次計画について

（1）計画の概要

（2）具体的施策（案）

【資 料】・第 1 回八代市男女共同参画審議会 次第および各議題内容資料

・別冊資料 1八代市男女共同参画計画の取組状況

・八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

・八代市男女共同参画計画(骨子案)に関するパブリックコメントの結果

【議 事】(発言要旨)

1 男女共同参画計画施策の実施状況について

事務局 【議題 1 について説明】

A 委員 実施状況の評価について、119 施策のうち、2 つの施策が D 評価であったが（8：保護者等に対する意識啓発、73：男女雇用機会均等法の周知徹底）、具体的にはどのような状況で D 評価になったのか教えて欲しい。

事務局 別紙資料 1 の 1 ページ、No.8：保護者等に対する意識啓発の施策につい

ては、担当課は生涯学習課・こども未来課になる。生涯学習課は小・中学校 PTA、こども未来課は児童の保護者に対する意識啓発になるが、具体的な取組内容については、7 ページ番下の段（生涯学習課）、8 ページ最上段（こども未来課）に記してあるとおりである。生涯学習課については、学校等における男女平等を推進する教育の充実という目的であるが、生涯学習課から学校等において保護者等に対する意識啓発推進はできないということで D 評価ということである。しかし、施策の No.17 にある、家庭教育学級・公民館講座等の学習の場を通して保護者に対し行っているということである。こども未来課については、保育所という性質上、保護者が仕事をしている時間に児童を保育するため、保護者に対しての意識啓発のための時間を確保することが難しいとの理由で D 評価ということである。

No.73 の男女雇用機会均等法の周知徹底については、担当課は商工政策課になる。19 ページの中央あたりに記してあるが、具体的な民間企業向けの取組が未実施という理由で D 評価ということである。担当課としても啓発活動が必要ということで、今後具体的取組内容を見直して意識啓発を行っていききたいという話であった。

A 委員

No.73 の取組については、担当課がひとつで、その課が行っていないので D 評価であるということがわかった。

No.8 については、生涯学習課が学校においてやっていないので D 評価というのは形式論であり、生涯学習課は非該当になる。そのようなことを仕事とする課ではないから。施策に対して当該する課なのかを見極める必要がある。

取組をしっかり頑張っている課もあるので、全体的に形式論で D 評価になるということは避けたほうがよいと思われる。C 評価のところにおいてもやはり一番中心になる担当課がどのように判断したかをある程度優先的な評価としたほうがよいと思われる。平均的に評価すると相当頑張っている課の評価が薄くなってしまうと思われる。事務局のほうで評価の手法は検討されてよいと思われる。現実を反映した評価でないと次の改善につながらないのでということを申し上げておく。

会長

関係部署で主になって施策に取り組んでいる課と、協力しますという課の評価を平均、割り算で行うので違ってくるのかなと思った。

また、生涯学習課から学校 PTA に対してできないというのはどうしてかなと思った。関わりが無いという事ではないのだろうか。B 委員いかがか。

B 委員

学校の中に生涯学習課から働きかけをいただいているつながりはある。講座の案内も来るので PTA には周知して参加を呼びかけている。

- 会長 全課が自己評価を行った後、各課への聞き取りを行ったとのこと。自己評価が甘いとのことだが、いかがか。
- C 委員 各課が自己評価後ヒアリングを行ったとのことだが、ヒアリングを行った主なものを教えて欲しい。事務局側で納得がいかないから行ったのか、各課一様に行ったのかも教えて欲しい。
- 事務局 担当課としては十分実施しているという評価が割と多かった。各課評価にばらつきがあったので、平準化するためヒアリングの際にその内容ならこの評価でいいのではと話し合いを随時行った。
ヒアリングは全課に対し実施し、すべての取り組みについて確認した。
- 会長 評価の基準は各課でそれぞれ異なるかもしれないが、目標値に近づいたかどうかというときに、あまり深く考えない時には甘くつけがち。課題意識が高くなると逆に自己評価は低くなる傾向が私の職場ではあった。自己評価だけでははっきりわからないところがあるので全課ヒアリングされたのは良かったと思う。
ヒアリングを通して主になる課と協力関係の課がわかってくると思うので評価の軽重のつけ方もはっきりしてくると思うので検討をお願いする。
- A 委員 参考まで申し上げます。
評価の A,B と C,D ではくくりが異なる。実施していたなら A,B となり、十分実施したなら A, 実施をがんばったなら B となる。甘さがでたら A が多くなるかもしれない。
また実施していないなら C,D で、実施していないけど必要だから工夫しなければと思えば C、D は実施していないけれど、もともと方法自体が誤りだった、妥当ではなかったので見直してみるというように、基本的に簡単に考えたほうがよろしいかと思う。
行政として取組をしたかしなかったか、実施したところを中心にどれくらい進んだか、A なのか B なのかの評価でよい。評価をシンプルにしたほうがあとで説明がしやすくなると思う。市役所内のほかの課の評価のやり方もあると思うので、それとの整合性も考えて事務局で検討されるとよいと思われる。
- 会長 他に意見はないか。

(意見なし)

2 第2次計画について

- 事務局 【議題2について説明】
- 会長 具体的施策が119項目から61項目に集約されたということ。
網掛けの部分は新たに追加された施策ということだが、施策No.12は、
これまでもあったようだが、「審議会、政治分野等への女性の積極的登
用の促進」は追加ということか。
- 事務局 今まであった項目だが、新たな法律の施行を受けて「政治分野」を追記
したものである。
- D 委員 施策No.18の公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の
検討について、具体的な説明を願いたい。
- 事務局 よく工事関係の入札で採用する方式で総合評価落札方式というのがある。
例えばある事業所がISO認証を受けていたら、工事をする事業所
を決める際、評価の対象として加点され、価格だけでなく事業所の能力
も審査・評価してその結果をあわせて工事をする事業所を決める方式
である。その方式に男女共同参画に積極的に取り組んでいる、例えば育
児休業制度等を積極的に導入している事業所を加点評価する取組を検
討するということである。
国としての取組は一部始まっているので、市としても実施に向けて前向
きに検討しようというところである。
契約検査課に説明したところ、導入できるところは導入していきたいと
回答をもらっている。第2次計画の中で取り組んでいけたらと思っ
ている。
- D 委員 もうあと2～3項目教えて欲しい。
- 事務局 国の加点評価の項目としては、ワーク・ライフ・バランス等推進に関す
るものがある。その他、介護休暇を導入している、女性の管理職を多く
登用している、厚労省が認証している「えるぼし」・「くるみん」の認証
を受けている等の項目を加点評価としている自治体もある。
- D 委員 市としては、今、言われたような項目を加点項目として導入するとい
うことか。
- 事務局 まず、加点項目に該当する市内の事業所数の把握や、この方式を取り入
れてどれくらい効果があるのか等検討する必要がある。このような点を

- 契約検査課と協議していきたいと考えている。
- C 委員 施策No.43,44 の性的マイノリティに関する施策は、男女共同参画計画に盛り込むべきものなのか、上位計画の人権の行動計画の中に含めるものなのか、見極めがよくわからないのだが。
- 事務局 八代市では上位の人権計画は策定はしていない。氷川町と策定している八代地域行動計画があるが、まだ見直しについては議論されていないので現行のままとなる。
- 施策No.43,44 については、今日的な話題でもあり、今回の第2次男女共同参画計画を策定をしていく中で、どうするか議論したが、男女共同参画の中で何かしら取組ができないかというところで第2次計画の中に項目を設けたところである。
- 会長 追加になったのは、今の説明経緯からということではよろしいか。
- 今、話題なので、いつごろから性的マイノリティの話がでてきたのかを教えて欲しい。
- 事務局 県の人権主幹課長会議の中で国の方針の説明があり、その中で性的マイノリティ、多様な性に対する理解促進に市町村も取り組んで欲しいと話があり、社会的関心も最近は高いので項目を設けることとした。
- A 委員 性的マイノリティについての施策が出てきたのは男女共同参画の取り組みから始まっている。男性がいて女性がいて、男女平等という話からそれになじまない方がいるということに気づいた。
- 15 年前に都城市が男女共同参画推進条例に盛り込んだのが最初である。当時は何事というところであったが、今では先見の明があったのではないかと思われる。
- 今日的な話から言うと、2 年前から「地域共生社会づくり」という言葉がでてきた。厚生労働省が主張し始めた。昨年から今年の始めに内閣府がやりますとした。ひと言で言うと「わがこと・まるごと」。これまでの福祉とか人権とかは、高齢者・障がい者・子どもというように縦割りであって、それを横ざしにして、共に生きていくということ。この先進地は富山県。
- 富山市では、障がい者が保育所に行ってボランティアをするといった形がある。それぞれが単に行政の受け手ではなく、担い手になる、双方向性を持たせる意味で「地域共生社会づくり」という言葉が非常に大きな影響を持っている。
- 国がどう動いているか情報収集をしながらきちんと位置づけられたらよいと思われる。
- あと、特に追加項目など今日的な話題がよく反映されていて61 項目よくまとめられていると思う。そういった意味ではどう少し肉付けをしていくか、八代市では実際に取り組める事業とすることができののかを検

討していけばよいと思う。

会長 他に意見はないか。

(意見なし)

3 その他

事務局

【お知らせ】

- 今後の審議会開催予定
第2回 11月頃 第3回 翌年1月頃
- 男女共同参画推進セミナーへのご案内(チラシ配布 2枚)

《 議 事 終 了 》

《 閉 会 》